

## I. 規程及び体制等の整備状況

### I-1. 機関内規程

#### 1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

#### 2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）

#### 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

機関内規程が適正に定められている。

#### 4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

### I-2. 動物実験委員会

#### 1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

#### 2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学 実験等倫理委員会（動物実験倫理委員会）名簿

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば，明記する。）

動物実験委員会が適正に運営されている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

### I - 3. 動物実験の実施体制

（動物実験計画書の立案，審査，承認，結果報告の実施体制が定められているか？）

1) 評価結果

- 基本指針に適合し，動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが，一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・ 函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・ 動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・ 函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・ 地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・ 動物実験計画書
- ・ 動物実験計画（変更・更新）承認申請書
- ・ 動物実験終了報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば，明記する。）

- ・ 動物実験に関する規程，マニュアルが適正に定められている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

### I - 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

（遺伝子組換え動物実験，感染動物実験等の実施体制が定められているか？）

1) 評価結果

- 基本指針に適合し，安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが，一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は，行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・ 函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）

- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば，明記する。）

動物実験に関する規程が適正に定められている。遺伝子組換え実験，感染実験は行わない。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

### I - 5. 実験動物の飼養保管の体制

（機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され，各施設に実験動物管理者が置かれているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し，適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが，一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば，明記する。）

動物実験に関する規程，マニュアルが適正に定められている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

### I - 6. その他（動物実験の実施体制において，特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

該当せず

## II. 実施状況

### II-1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

#### 1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

#### 2) 自己点検の対象とした資料

函館短期大学実験等倫理委員会(動物実験倫理委員会)議事録

#### 3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

函館短期大学における動物実験に関する規程に基づき、適正な活動を実施している。

#### 4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

### II-2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

#### 1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

#### 2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験計画書
- ・動物実験計画(変更・更新)承認申請書
- ・動物実験終了報告書

#### 3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験の立案、審査、承認、結果報告が適正に実施されている。

#### 4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

### II-3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

#### 1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験計画書
- ・動物実験計画（変更・更新）承認申請書
- ・動物実験終了報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

安全管理を要する動物実験が適正に実施されている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

## II - 4. 実験動物の飼養保管状況

（実験動物管理者の活動は適切か？ 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し，適正に実施されている。
- 概ね良好であるが，一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・飼養保管施設は1箇所、飼育時期は6月から7月に限定している。
- ・受入時の明細書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し，適正に実施されている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

## II - 5. 施設等の維持管理の状況

（機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？ 修理等の必要な施設や設備に，改善計画は立てられているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し，適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが，一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 函館短期大学における動物実験に関する規程（平成 18 年 12 月 3 日 施行）
- ・ 函館短期大学実験等倫理委員会規程（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・ 動物実験に関する実験等倫理委員会運営細則（平成 24 年 12 月 1 日 施行）
- ・ 函館短期大学動物実験等緊急申し合わせ（平成 26 年 10 月 1 日 施行）
- ・ 地震災害時の動物飼育および動物実験中の緊急対応に関する要項（平成 26 年 10 月 1 日 施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば，明記する。）

基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し，適正に実施されている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

## II－6．教育訓練の実施状況

（実験動物管理者，動物実験実施者，飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し，適正に実施されている。
- 概ね良好であるが，一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 教育訓練の実施日，受講者氏名の記録
- ・ 教育訓練に用いた「函館短期大学動物実験実施者等教育訓練テキスト」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば，明記する。）

動物実験実施者，動物実験責任者，実験動物管理者，飼養者等に対する教育訓練が適正に実施されている。

4) 改善の方針，達成予定時期

該当せず

## II－7．自己点検・評価，情報公開

（基本指針への適合性に関する自己点検・評価，関連事項の情報公開を実施しているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し，適正に実施されている。
- 概ね良好であるが，一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

函館短期大学における動物実験に関する規程，審査結果及び動物実験に関する自己点検・評価報告書をホームページにて公開している。

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば, 明記する。)

問題無し

4) 改善の方針, 達成予定時期

該当せず

## II-8. その他

(動物実験の実施状況において, 機関特有の点検・評価事項及びその結果)

(1) 函館短期大学における動物実験委員会の構成

・函館短期大学における動物実験に関する規程 (平成 18 年 12 月 3 日 施行) 第 3 条

・函館短期大学実験等倫理委員会規程 (平成 24 年 12 月 1 日 施行) 第 8 条

委員・・・9名以内